



## 「非行少女」の「立ち直り」をめぐる一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪公立大学女性学研究センター 公開日: 2024-05-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古久保, さくら メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/0002000825">https://doi.org/10.24729/0002000825</a>

## 研究ノート

# 「非行少女」の「立ち直り」をめぐる一考察

古久保 さくら

## はじめに

東京歌舞伎町の「トー横」、大阪ミナミの「グリ下」。大都市繁華街の特定の場所に毎夜毎夜少年少女が集まってくるのが社会問題として注目されるようになって久しい<sup>1</sup>。集まる少女たちが性売買にかかわったり、性暴力にさらされることも多い<sup>2</sup>。

このような事態に対して、未成年者に対しては「非行少年」として警察による「補導」がなされることになるが、警察当局自体が、「補導」して家庭に返しても再度街に戻ってくる事態を招くという「いたちごっこ」になっていることに気づいており、本人が抱える問題を解決することの重要性を認識してもいる。

それでは、本人の抱える問題を解決するためには、どのような「支援」が必要になるのだろうか。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」<sup>3</sup>が施行されるこの時期に、「非行少女」への従来への対応と「立ち直り」支援を振り返りながら考えてみたい。

## 1. 少年法上の「非行少年」とその処遇

「非行少年」とはどのような人を指すのだろうか。少年法上対応が必要だと

---

<sup>1</sup> 「大阪ミナミ「グリ下」・東京「トー横」、肩寄せ若者…「家にいたくない」SNSで集う」『読売新聞』2021.11.28

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20211128-OYT1T50087/> (2024年1月20日最終閲覧)

<sup>2</sup> 仁藤夢乃『難民高校生: 絶望社会を生き抜く「私たち」のリアル』ちくま文庫、2016

<sup>3</sup> この後、「困難女性支援法」と略す。

みなされる者について、法は以下のように定めている。

第三条 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

- 一 罪を犯した少年
- 二 十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
- 三 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
  - イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
  - ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。
  - ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入すること。
- ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

すなわち、上記一、二、三項に示されたものが「非行少年」ということになり、三項に示されている少年は「虞犯少年」とよばれる。

非行少年の処遇のあり方は福祉的だと言われる。少年法は、非行少年が健全に育成していくために国家が再教育を行い、将来的に犯罪者にならないことも目的としており、それゆえ、少年法上の処遇は教育的、あるいは福祉的役割を果たしてもいる<sup>4</sup>。

この「非行少年」たちの処遇については次の図<sup>5</sup>のようにいくつかのパターンが存在している。

少年法の枠組みでは、非行少年に対し当該少年の問題を調査し資質を鑑別したうえで、少年審判を行って保護処分を科すかどうかを決定する。少年犯罪の事件（少年法第三条の一項、二項の少年）については、家庭裁判所に全件送致され、犯罪行為だけでなく、その背後に隠れている少年自身や家族の問題も家庭裁判所の調査官が調査して最終的な審判が行われるのである。この審判では当該少年の要保護性、すなわち、少年の抱えている問題の解決のために国が強

<sup>4</sup> 岡邊健編『犯罪・非行の社会学 常識をとらえなおす視座（補訂版）』有斐閣ブックス、2020、p.53-54

<sup>5</sup> 法務省「刑事司法手続の流れ ～犯罪者・非行少年の処遇～」 [https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00033.html)（2024年1月13日最終閲覧）



一方、虞犯少年については、当該事案を家庭裁判所に送致するかどうかには大きな役割を果たしているのは児童相談所となる<sup>6</sup>。すなわち、虞犯少年には一層福祉的処遇が検討されることになる。

## 2. 「非行少年」の動向

「非行少年」について、『令和5年版犯罪白書』「第3編 少年非行の動向と非行少年の処遇」<sup>7</sup>から、非行少年の性別動向を紹介したい。

「少年による刑法犯検挙人員・人口比の推移（男女別）」図をみると、この図に掲載されている昭和41年（1966年）～令和4年（2022年）の期間で一貫して男子の方が実数、人口比（14歳以上の少年10万人当たりの刑法犯検挙人員）ともに多い状態で推移している。最新データとしての2022年をみれば、刑法犯で検挙された女子少年は2263人、男子少年は13113人、女子比は16.2%になっている。また人口比（14歳以上の少年10万人当たりの刑法犯検挙人員）をみれば、女子70.4、男子387.0となっており5倍以上の差がある。このように女子少年の刑法犯検挙人員は少ないが、女子少年の犯罪比率が検挙人員における女子比に比べて多い犯罪としては、殺人（総数55、女子少年19、女子比率34.5%）、窃盗（総数11159、女子少年2393、女子比率21.4%）、詐欺（総数836、女子少年160、女子比率19.1%）があげられる。

次に、2022年の少年鑑別所入所者の男女別人員と女子比率をみれば、男子4176人、女子482人で女子比率10.3%であり、少年院入所者の男女別人員と女子比率をみれば男子1203人、女子129人で女子比率9.7%となっており、非行少年における少女の割合は圧倒的に少ない。

一方「虞犯少年」の動向をみれば、2003年以降虞犯の家庭裁判所終局処理人員は減少基調にはあり、2022年においては159人となっているが、そのうち女子比は39.6%である。先の刑法犯検挙人員、少年鑑別所入所者、少年院入所者の女子比率と比べると、虞犯少年における女子比率は高いと言える。

<sup>6</sup> 後藤弘子「少年院における矯正教育の課題と展望」広田照幸・後藤弘子編『少年院教育はどのように行われているか 調査から見えてくるもの』矯正協会、2013

<sup>7</sup> 法務省『令和5年版犯罪白書』<https://www.moj.go.jp/content/001410095.pdf>（2024年1月15日最終閲覧）

さらに、女子比率が9.7%と低い少年院入院者の非行名別構成比をみてみれば、「虞犯」を理由とした入院者は女子少年全体で13.2%、「年少少年」<sup>8</sup>では実に30.8%（実数26人）となっている。他方、男子少年の少年院入院者の非行名別構成比のなかには「虞犯」は「その他」に入れ込まれてしまっており、少年院入院に至る主要な非行としては現われていない。

このように「虞犯」をめぐる非行少年への対応にはジェンダー差があり、この点について小西暁和は以下のように述べている<sup>9</sup>。

女子の「虞犯少年」は、多くの場合に性非行に関わっており、暴力団関係者との関係などによる被害者としての側面も有しているとされてきた。こうしたことから、少年院に収容されている女子の「虞犯少年」は、保護的観点から収容されていることが多いものと指摘されている。

「性非行」とは、法律違反ではないが、「道徳的」「慣習的」に望ましくない性行動を指す。ただし、一般的に、行為者が未成年の場合、法律違反である行為も含めて、「性非行」とよばれることも多い<sup>10</sup>。すなわち、少年の性的行動のうち、社会的に望ましくないと判断された、加害的であるものと、被害的であるものの双方が「性非行」ということばで解釈されがちであり、そこにはジェンダーバイアスがあるのだ。別の言い方をすれば、女子少年の「性非行」の場合はその多くが、ナンパされて性行為をすることや売春行為といった「受動的性非行」であり<sup>11</sup>、女子にとっての「虞犯」とは、「性被害体験」をも含むようなものである可能性が高い。

加えて、女子非行少年全般についても性被害の現実があることも指摘されている。

『令和5年版犯罪白書』では「少年院入院者の非虐待経験別構成比」を出し

---

<sup>8</sup> 非行少年は年齢により「年少少年（14、15歳）」、「中間少年（16、17歳）」、「年長少年（18、19歳）」といった年齢別分類がなされることがあるが、ここでの「年少少年」には14歳未満の者が含まれている。

<sup>9</sup> 小西暁和「『虞犯少年』概念の構造（5）——公正さと教育的配慮の矛盾相克する場面として——」『早稲田法学』81巻4号、2006

<sup>10</sup> 藤岡淳子『性暴力の理解と治療教育』誠信書房、2006、p.7

<sup>11</sup> 藤岡淳子『非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用 治療教育の実践』誠信書房、2014、p.88

ているが、それをみると、男子少年のうち40.2%が身体的、ネグレクト、心理的のどれかの虐待を受けている。女子少年のうち身体的、性的、ネグレクト、心理的のどれかの虐待を受けている者は69.8%にのぼる。性的虐待については女子少年の1.6%が経験しているという結果が出ているが、この構成比では複数の被害類型に該当する場合は主要なもの一つを計上するという処理をしていることには注意が必要であり、性的虐待を受けた女子少年が1.6%以上はいないという保証はない。

藤岡淳子らの「性非行と性被害に関する調査」<sup>12</sup>によれば、女子少年院と児童自立支援施設に処遇されている197名の少女たちのうち、92%に性経験があるが、60%が強姦被害にあっており、未遂も含めれば80%が性被害を経験している。

また、京都少年鑑別所で精神科医として勤務する定本ゆきこは、「女子非行少年の場合、数の少なさに比較して、その身に降りかかった被害の質と程度が尋常ではないと感じられることが少なくありません。」と述べている。2021年の1年間に女子少年院に入院した少女の性に関する調査でも、初交年齢について14歳以下が44%、そのうち12歳以下が10%、24%に出産・人工妊娠中絶経験があり、援助交際経験は38%になっている。その一方「性的被害経験」については22%が「有り」と答えているものの、自分の被害を「被害」として認識できていないのではないかとも思われ、女子少年院の教官の目には、少年院に送致されている女子非行少年のほとんどが、性の被害者だと見えるというのだ<sup>13</sup>。

### 3. 「非行少女」たちへの「立ち直り」支援

それでは、少年法上の処遇のなかでは、被害性を抱えがちな「非行少女」たちに対し、どのような「立ち直り」支援がされているのだろうか。

もっとも当人の自由度が制限される女子少年院での矯正教育に係る研究は少ない。

<sup>12</sup> 藤岡淳子・寺村堅志「非行少女の性虐待体験と支援方法について——施設での実態調査から」『子どもの虐待とネグレクト』第8巻3号、2006参照

<sup>13</sup> 定本ゆきこ「少年鑑別所医師から見える被害 女子非行少年の被害と支援について考える」岡田行雄編著『非行少年の被害に向き合おう！ 被害者としての非行少年』現代人文社、2023

女子少年院における教育取組報告として頻繁に挙げられている青葉女子学園の創作オペレッタのとりくみも主催者が自らの活動を紹介している形で報告されているものであり<sup>14</sup>、研究者による調査研究は進んでいるとはいいがたく、広田照幸らの共同研究がその嚆矢といえる<sup>15</sup>。

この共同研究においても「非行少女」に関する研究は極めて少ないのだが、伊藤茂樹<sup>16</sup>は、P女子少年院におけるフィールドワークを通じての女子少年院の矯正教育の特徴を以下のように明らかにした。

P女子少年院では集団生活を通して矯正教育を行っているが、「処遇の個別化」<sup>17</sup>を大事にしている。とはいえ、少年院は、少年の出入りが個別に決定されるため、4月入学3月卒業のように一定の期間を通じて同じメンバーによる集団作りが可能なわけではない。また、少年同士のコミュニケーションが厳しく制限されており、相互の私語は厳禁されている。これは互いの個人情報などを知り合うことにより、出院後の再非行につながる可能性を恐れていることではあるが、その結果、コミュニケーションは常に「教官」と「個々の少年」という方向で進行することになっている。それがゆえに教官のうちでも個別担任と担当少年との関係は極めて密なものになる。コミュニケーションは週1・2度以上の個人面談と、「内省ノート」と言われる交換日記のようなものを通じてすすむ。教官は課題を与え、少年が自分なりに考えてノートに書き込み、それに対し教官がコメントをしながら次の課題を与える、というようなコミュニケーション形態であり、少年の内省により矯正教育は進むのである<sup>18</sup>。

教官は教育とともに保安の確保や統制といった業務も同時に行っており、教育と統制という矛盾しがちな役割の両立にとっても教官と少年の間の「信頼」は重要になる。入院してくる少年たちの多くが、それまでの生活において大人に裏切られたり被害的な経験を強いられたことが多いので、大人や教育者に対する不信任は高いが、「信頼」を得るために教官は辛抱強く、ていねいに、か

<sup>14</sup> 中森孜郎・名執雅子編著『よみがえれ少年院の少女たち 青葉女子学園の表現教育24年』かもがわ出版、2008

<sup>15</sup> 広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編『現代日本の少年院教育 質的調査を通して』名古屋大学出版会、2012

<sup>16</sup> 伊藤茂樹「少年院における矯正教育の構造」前掲、広田ら（2012）

<sup>17</sup> 1977年以降、法務省矯正局が少年院運営の改善の基本方針として打ち出したという。

<sup>18</sup> とはいえ、担当外の教官も臨機応変に個別指導の役割を分担していることも伊藤は指摘している。

つ公平な態度で少年たちに接する。一方、少年たちも少年院にあるルール（例えば、発言しようとするときに教官に許可をとるといふような）を守ることにより教官からの「信頼」を得るようになるのである。こういうかたちでの「信頼」関係がある中では少年にとっても統制はむしろ「見ていてもらえる」といふ安心感にもつながる。

同時に寮での集団生活の場で、日々の清掃や食事の準備などを通じて役割活動を通じて集団指導も行うことにより出院後に他者と規範を守って強調していく力を養おうともしている。加えて、規律と規則に則り進む矯正生活にとって日常のアクセントとして大きな意味を持っている行事においても集団指導は実行され、他者との関係性を学ぶことになる。

繰り返しになるが、少年院への入院は、入院前に期間が決まっているわけではない。本人の更生や改善が条件になり、矯正教育の進展によって期間は決まっていくものである。したがって少年にとっては、いつ終わるかわからない矯正教育に励むということになる。とはいえ、その期間は平均的には11カ月程度という短い期間でもあり、この短い期間における矯正教育を通じて、社会生活に適應できることを目指すがゆえ、現状では女子少年院における矯正教育はジェンダー適合的なものになっているとも伊藤は指摘している。現実的に、女子非行少年の多くが、出院後よいパートナーを見つけて家庭に入るか、周縁的補助的な労働に従事するといった、女性にとって「伝統的」なライフコースをめざすことになりがちであるからだ。その現実に対応的な職業指導により、達成感や自信を感じさせ、社会のなかでの「居場所」としての役割を引き受けさせようとする、というのが現状の女子少年院の教育なのである。

まとめるならば、女子少年院の矯正教育とは、同じ年ごろの仲間づくりに対しては警戒的で、集団性を養うイベントはあるものの、非常にコントロールされたものであり、教官と少年の間に緊密な関係を結ぶことで成立し、かつ矯正教育のその先にはヘテロカップルを前提とした家族の一員になることが想定されている。

少年院とは異なり、一定の開放性が担保されている児童自立支援施設<sup>19</sup>にお

<sup>19</sup> 「児童自立支援施設」とは、「児童福祉法」に以下のように規定されている施設である。

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環

いては、グループでの教育も行われやすい。藤岡淳子はいくつかの児童自立支援施設においてグループによる教育プログラムをおこなってその効果をまとめているが、そのグループ教育のプログラム運営のなかでジェンダーによる多少の差異があるという。女子を対象としたグループによる教育プログラムでは、自己と他者との境界線の存在を認識させ、自己主張的コミュニケーションのあり方を指導し、グループ相互の人を認め合うというアファーマーションを中心として効果をあげているという<sup>20</sup>。

坂東希もトラウマインフォームドケア<sup>21</sup>に基づいて児童自立支援施設において女子を対象としたグループ実践を行い、多様なニーズを抱えた子どもたちの非行や犯罪につながる思考や感情調整、対人関係のあり方などに対してより効果的なアプローチできる方法を模索している<sup>22</sup>。

また、藤間公太は児童自立施設の養育の取組について、集団処遇と個別化が、ときに葛藤を起こすことも認めつつも、集団処遇による養育の効果と施設養護における「脱家族化」の意義を指摘している<sup>23</sup>。

つぎに、矯正施設外での「立ち直り」支援の記録もみていく。

福岡県警察本部北九州少年サポートセンターで、非行少年の「立ち直り」に寄り添ってきた堀井智帆<sup>24</sup>は、非行少年の行動は本人が伝えたいメッセージのあらわれである、として少年たちの話を親身に聞き、問題解決のための個々人

---

境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

児童自立支援施設では、「家庭的雰囲気のある寮舎で、保護者に変わる専任職員（夫婦制、交替制）と、寝食を共にしながら生活し」ながら、「児童は集団生活の中で自律的・協調的な気風を身につけていくことがめざされ」ている。全国児童自立支援施設協議会HP、<http://zenjikyoo.org/home/dairylife/>（2024年1月15日最終閲覧）

<sup>20</sup> 藤岡淳子「児童自立支援施設での少女を対象とした治療教育プログラム」前掲（2014）

<sup>21</sup> トラウマインフォームドケアとは、「問題行動」の背景にはトラウマの存在があることを認識し、「非難・叱責」を「理解・ケア」に変える、対人援助の新しい視点である。野坂祐子『トラウマインフォームドケア：“問題行動”を捉えなおす援助の視点』日本評論社、2019

<sup>22</sup> 坂東希「非行行動のある少女の自己理解と変化を支える」白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所『子ども学』編集委員会編『子ども学』第11号、2023、p.69-89  
グループワーク実践の記録をみると、途中で施設のルールに違反したという理由でこのグループワークへの参加を禁止された少女がいたことが分かり、施設のなかでの規律に従うことが運営上必然とされているのである。

<sup>23</sup> 藤間公太『代替養育の社会学 施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房、2017

<sup>24</sup> 堀井智帆『非行少年たちの神様』青灯社、2022

のニーズに沿った方策を実行してきた。少年たちに寄り添いながら「立ち直り」支援をしてきた堀井に対して、少年たちの信頼はあつく、「神様」とまで言う少年もあったという。実際、少年たちからのSOSが届くたびに昼夜を問わず駆けつける堀井の支援は誰にでもできるものではないだろう。

この堀井が扱った難しいケースについて書かれているのが『非行少年たちの神様』である。この著作においても「非行少女」の「立ち直り」に関する実践記録はそれほど多くはないのだが、このなかに援助交際、暴力団による脅迫、摂食障害などを経験した少女のケースが描かれている。暴力団による売春強要という事態への介入として関わり始めた堀井は、やがて当該少女が父親から性虐待を受けていることを知り、母親と協力しながら支援を行っていく。その後母親が亡くなり、さまざまなかたちでの依存症になりがちなこの少女を堀井は見守り、支え続けたのである。まさに少年法と児童福祉法を駆使した「立ち直り」支援の姿だといえよう。

このように個人個人に寄り添う堀井は、家族の協力を重要視している。親による非行少年に対する受容的態度が、「立ち直り」のために重要な意味をもつのであり、また親と子どもとの愛着関係（を子どもに認識させること）が、非行に向かわせない力となるというのである。多くの非行少年のケースに対応してきた堀井が、非行からの「立ち直り」において「家族」の意味が大きいと言うことは傾聴に値する。

少年犯罪に限らず、犯罪を生み出す原因として家族が無視できず、犯罪者が更生するときに、家族が大きな支えとなっていることは従前から指摘され続けても来た<sup>25</sup>。また、少年犯罪非行からの「立ち直り」（デシスタンス）要因についての研究によれば、18歳前後の年齢層における学業従事がデシスタンスに促進的に働く可能性が高いことや、良好な保護者との関係・友人との関係が、デシスタンスに促進的に働くこと等の知見が明らかになっており<sup>26</sup>、保護者との関係が非行少年の「立ち直り」に重要性をもつことは間違いがない。加えて、「非行少女」の「立ち直り」にとって「母親」の理解・愛情が重要であるとい

<sup>25</sup> 望月嵩「犯罪者とその家族へのアプローチ」『犯罪社会学研究』第14号、1989

<sup>26</sup> 只野智弘・岡邊健・竹下賀子・猪爪祐介「非行からの立ち直り（デシスタンス）に関する要因の考察——少年院出院者に対する質問紙調査に基づいて——」『犯罪社会学研究』第42号、2017

う指摘も強調されがちであった<sup>27</sup>。

その一方、抑圧的な保護者のあり方は、少年にとっての「家族」を危険な場所に変えてしまうことも確かである。このような場合、保護者の存在が非行・犯罪からの離脱をむずかしくし、離脱の抑止要因として機能してしまうことすらある<sup>28</sup>。未成年の場合、法的に親権に服する存在としてみなされているために、保護者から逃れることも難しいのである。

特に、「非行少女」の場合、性的被害にあっている割合も性的虐待にあっている比率も相対的には高い状態であり、男子以上に「家族」に「更生の場」<sup>29</sup>としての機能を求めることの困難なケースがあることは想定できよう。

#### 4. 立ち直る当事者からの発信

2010年代半ば以降、虐待もしくは親との関係の悪化によって「虞犯」あるいは「非行」的行為に及ばざるをえなかった若年女子当事者による自分たちの「物語」あるいは「立ち直り」の語りが始まっている。

たとえば、先に紹介した堀井が支援した性虐待経験のある少女が自らの経験を語りはじめている。現在、この少女は成人し、「ほしおか十色」という名前で被害者支援や少女たちの居場所づくりの活動をしているが、ほしおかの講演についての記事や、シンポジウムでの発言内容<sup>30</sup>を読むと、彼女が「強引なまでの支援の関わり」をしようとした堀井に対する信頼と感謝をもち続けていることがよくわかる<sup>31</sup>。と同時に成人になって以降、「夜回りホステス」として街を徘徊する子どもたちに出会う経験を経て、「自力で不適切な家庭環境から

<sup>27</sup> たとえば、家田莊子『少女犯罪』ポプラ新書、2015などが、少女の非行を母親との関係の問題として解釈している。

<sup>28</sup> 仲野由佳理「少年院ではどんなことがなされているのか」岡邊健編著『犯罪・非行からの離脱（デジスタンス）』ちとせプレス、2021

<sup>29</sup> 「非行と家族」のかかわりの中で、「原因としての家族」「更生としての家族」「被害者としての家族」の三つの機能についての研究がなされてきた。藤間公太「『非行と家族』研究の展開と課題：背後仮説の検討を通じて」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学』No.72、2011参照。

<sup>30</sup> ただし、登壇はせず、原稿の代読というかたちでの参加だった。

<sup>31</sup> 「【虐待 支援の糸口は】ほしおか十色さん体験語る〈下〉心解かした大人の熱意 過去吐き出す「棚卸し」必要」西日本新聞、2016.4.1、<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/235232/>（2024年1月13日最終閲覧）

逃げ出してきた子たちを非行ということばでひとくくりにまとめないでほしい」とも述べている<sup>32</sup>。

自らを「非行少女」という枠組みで支援されたほしおかは、あらためて現在街を徘徊する少女たちを「非行」（正確には虞犯であろう）ということばとはそぐわない経験をしていると認知しているのだ。

もうひとつ、結生という元「非行少女」による自身の「非行」へいたる経験とそこからの「立ち直り」の記述<sup>33</sup>は、さまざまな示唆に富んでいると思われる。

1996年生まれの結生は、「生まれてすぐに実父のDVから乳児院に預けられ、児童養護施設で育つ。一時的に実母と継父と暮らすが虐待を受け再び施設へ。度重なる非行から少年院に入り、出院後は服飾の専門学校に進学。その後教育系、福祉系NPO勤務などを経て現在はアパレル会社で働く。」という紹介文が本書の帯に記されている。彼女の「立ち直り」の伴走者はひとりではないが、もっとも緊密に会話していたのが2015年に新聞記者として取材対象の結生に出会った小坂綾子であり、当時結生は18歳、援助交際や薬物依存で女子少年院に1年弱入った後、シェルターと自立援助ホームに移り専門学校に通いつつ自立を目指していた。小坂と結生はこのインタビュー後も語り合うようになり、信頼関係を築き共同で結生の経験ならびに支援者の取組と意思を一冊の本としてまとめている。

結生は、前項で伊藤茂樹が明らかにしたような、少年院における矯正教育を受けており、担当教官福田との緊密なかかわりのなかで、過酷な生育環境のなかでも触法行為を「あなたで選んでしてきたこと」と指摘され、あらためて「今後どんな人生を生きたいのか」を考えるようになる。この経験を結生は「どんなに苦しくても目をそらしたくても、現実を突きつけられ、逃げたくても逃げられない環境で“決して正解を教えてくれない学校”の中で、学び始めていた。」と記している<sup>34</sup>。

---

<sup>32</sup> 藤林武史「性的虐待被害者の転帰から支援システムを考える——支援を受けずに成人した事例を元に——」日本児童青年精神医学会『児童青年精神医学とその近接領域』第58巻第5号、2017、p.688

<sup>33</sup> 結生・小坂綾子『あっち側の彼女、こっち側の私——性的虐待、非行、薬物、そして少年院をへて』朝日新聞出版、2020

<sup>34</sup> 前掲書、p.71

ほかにも弁護士の安保や、保護観察官の南、自立援助ホーム<sup>35</sup>施設長の山本など、多くの人々が結生の「立ち直り」のためにかかわっているが、彼女たちの支援とは、それぞれ結生という個人を理解しようとするとりくみであった。

たとえば、自立援助ホームの施設長の山本は、「性的な接触のある仕事をしたい」という結生からの相談を受け、その申し出の背景にある結生の思いを受け止めている。子ども時代からの義父による性虐待の経験により、自分の性をめぐる感覚が一般の人と異なるらしいことを認識するようになる一方、「性」をめぐる自分自身の感覚に疑問をもち始めた結生が「自分の性を理解すること」のためにこそ、このような希望を申し出たのだった。「性的な接触のある仕事」という経験が、結生の「立ち直り」のためにその時点で重要であることを受け止めることを山本は選ぶ。そして、性的接触のある仕事をしながら自立援助ホームで生活するために、その経験についての感覚を適宜施設長に話すこと、フェミニストカウンセラーとつながることを約束させながら、その職につくことを認めるのである。デリバリーヘルス、キャバクラ、セクシーキャバクラ、ストリップ劇場などの仕事を経験しながら、結生は「性に固執していたのかもしれない」ということに気づいていく。「わたしにとっての性産業は、自分自身を理解するための『通過点』。そのことを理解してくれる人がいて、信じられ、見守られていたからこそ、たどり着きたかったところにわたしはたどり着くことができた」<sup>36</sup>のであった。

支援者が「非行少女」を個人としてありのままを受け入れ、彼女の意思や迷いを尊重しながらよりよい、本人が抱える問題を自分で考える力を養うことが、「立ち直り」のためには必要であり、そのための伴走者とは必ずしも「家族」である必要はないことをこの事例は示している。

さらに、少年法的な「非行」からの「立ち直り」支援とは少し異なるが、「非行少女」としてみなされがちな少女たちの「立ち直り」について、一般社団法人

---

<sup>35</sup> 全国自立援助ホームのHPには「なんらかの理由で家庭にいらなくなり、働かざるを得なくなった原則として15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の子どもたちに暮らしの場を与える施設です。

生き生きと生活できる場、安心して生活できる場を提供し、大人との信頼関係を通して社会で生き抜く力を身に付け、子どもたちが経済的にも精神的にも自立できるように援助する事を目的としています。」とある。<https://zenjienkyou.jp/about/>

<sup>36</sup> 前掲書p.113

人Colaboにつどう少女たちもまた、自分たちの経験を語り始めている。

Colaboは、家庭に居場所を失った女子少年たちが、街中にでてきて性暴力に巻き込まれる、あるいは売春行為にかかわることになる実態に対して「非行」という刑事司法的文脈ではなく、巻き込まれる危険性を回避しようとする市民活動を行っている。

先にも述べたように、少年非行として刑事司法上対処すべき対象としての「虞犯」の概念には「イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。」とあり、このような行為を「非行」「虞犯行為」としてみなす前提には、子どもが保護者=親の監督に服し、家庭のなかにいることが「正常」なことだという法的枠組み認識がある。それゆえ、少年法的な関わりとしては、街に出てきている少女たちに対して、「補導」し、事情を聴き「正当な理由」があるかどうかを確認し、「家庭」に帰るように指導するという対応にならざるを得ない。しかしながら、往々にして子どもは虐待を受けていることを初めて会った警察官に語ることはない。そこには、虐待にあつてすら親をかばおうとする心理もあるだろうし、虐待の原因を自分の責任として受け止めてしまっているという事態もあるだろう。あるいは、自らの家庭のなかで暴力にさらされている境遇を「虐待」と認識していないことすらある<sup>37</sup>。かつ、親に連絡されたくない彼女たちは、「補導」されたくない。

このような少女たちが大都市の繁華街に出奔してくるとき、そこには買春や性的収奪をしようとする大人たちが待ち構えていることを可視化させてきた「支援者」としてColaboの代表の仁藤夢乃の功績は大きい。

2016年8月以来全国で開催されている「私たちは『買われた』展」は、かつて「売春」をした経験をもつ少女たちが、そこに至った経緯や思いを写真とともに展示したものだ。NHKが2016年9月に放映したETV特集「私たちは買われた一少女たちの企画展」などで報道されたが、そこでは当事者たちがこの企画展を行った意図や自分たちの経験を語り、かつ当事者同士が集う中で、自らの経験を「被害」として認識できるようになっていく様子が描かれていた。家に居場所がなくなる理由は、性虐待、親の暴言、貧困などさまざまだが、街に

---

<sup>37</sup> DV被害にあっている女性たちが自分が受けている不快なことを「被害」と認識するために時間がかかることと似ている。

出てきて以降の経験は恐ろしいほど似ていることが分かる。お金がなく途方に暮れる少女に声をかける男性は多いが、食事や宿泊場所を提供する見返りに少女たちとの性行為を要求する。そこで性行為に応じざるをえなかった経験により、少女たちは傷つくが、それが「暴力」だと気づくまでには時間がかかる。「自分もついていったのが悪かった」と自分を責めてしまうのだ。

「私たちは、すべての少女が「衣食住」と「関係性」を持ち、困難を抱える少女が搾取や暴力に行き着かなくてよい社会を目指して活動しています。」<sup>38</sup>とその活動目的を示しているColaboの代表として、仁藤はともすれば「非行少女」として「補導」の対象となりがちな少女たちの抱える困難に寄り添い、解決のためにも闘う活動をしている。

その活動をまとめた『当たり前の日常を手に入れるために——性搾取社会を生きる私たちの闘い』<sup>39</sup>をよむと、現在の私たちの社会の少女をめぐる「非行」概念がいかに問題含みであるかがよくわかる。

仁藤は自分自身も「中高時代に街をさまよう生活を送った経験」<sup>40</sup>をもち、家庭に居場所を失い街に出てきた少女たちがどのような経験・性搾取にあいがちなのかをよく理解しており、その問題を発信し続けている。仁藤は、Colaboの活動について「『支援団体』ではなく、虐待や性搾取・被害を経験した少女・女性たちを中心とした『当事者運動』」と語り、自らを「支援者」として位置付けてはいない<sup>41</sup>。本書の中では「支援じゃない」「女の子たちと共にあること」「自分たちでつくってきた当事者運動」という表現が繰り返され、「『共にある』とは、女の子たちが人権侵害被害を受けることなく、安心・安全に生きられるように『共に動く』ということと、自分の人生を生きられる社会になるように『共に闘う』ということ」と語る。

そして「現状を変えるために、当事者意識を持って動く人」であるところが「仕事としてやっている」支援者とは違うのだという<sup>42</sup>。ここには現状の支援のありかた不信があると言わざるを得ない。

---

<sup>38</sup> <https://colabo-official.net/> (2024年1月13日最終閲覧)

<sup>39</sup> 仁藤夢乃編著『当たり前の日常を手に入れるために——性搾取社会を生きる私たちの闘い』影書房、2022

<sup>40</sup> 仁藤夢乃『難民高校生』ちくま文庫、2016

<sup>41</sup> 前掲、仁藤 (2022) p.338

<sup>42</sup> 前掲、仁藤 (2022) p.331

## 5. 若年女性支援のために

性暴力被害は「被害」であって「非行」ではない。「異性交遊」も当人同士の同意に基づくものであれば「非行」とは言いがたいだろう。実際、若者の恋愛関係において性関係は必須だと認識されているのであり、若年層において同意の下での性関係が「非行」だとは認識されていないだろう。

ただし、「子どもの権利」を考慮した場合、おとなが子どもの「同意」をかすめ取る可能性には注意が必要であり、刑法改正後の現在、性交同意年齢は16歳となっており、16歳未満の子どもとおとなとの性関係は子どもの人権侵害にあたる。だとすれば、16歳未満の女子少年の性的行為は「非行」ではなく「被害」である可能性がきわめて高い。

社会的に望ましいと思われない場所に女子少年がいるとすれば、その子たちが居場所がなくそこに集まっている可能性を考えての「支援」の必要性がある。しかしながら、その「支援」の前に「少年法」「児童福祉法」の壁があるように思われる。すなわち、福祉の一義的主体は「家族」にある<sup>43</sup>という法の前提が「支援」の前に立ちふさがっているのだ。「家族」が子どもの安全な場所として機能していない事実を認め、「家族」外の若年女性たちが安全に集える居場所をもっともっとつくることこそが急務なのだ。

加えて、「虞犯」の判断にはジェンダーバイアスがあるように思われ、これを変えていくことも必要だ。

虞犯少年に対する審判について、要保護性を審判の対象とするという見解と、要保護性とともな非行事実をも審判の対象にするという見解が法学的には存在する。後者の意見の背景には、少年法における保護処分というものがあり、少年の自由を拘束する不利益処分の性格があるという事実があり、現状では、学説的にも判例上も、虞犯少年の審判においては非行事実を審判の際の主要な対象とするという理解が優勢である。そして、虞犯少年の少年院送致は、虞犯性が著しい場合に限られるべきという判断が裁判において示されている<sup>44</sup>。

しかしながら、実際の審判に関しては、現状ですらジェンダーバイアスがあ

<sup>43</sup> エスピン・アンデルセン著、岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、2001

<sup>44</sup> 小西暁和「『虞犯少年』概念の構造(4)」『早稲田法学』81巻第1号、p.117

るのではないだろうか。少年院送致になった女子非行少年は男子に比較すれば非常に少ないにもかかわらず、真犯を理由として少年院送致される割合は少女において高い。言い換えれば、少年法に基づく保護処分の自由を拘束するという判断が女子に対してよりなされやすくなっているように見えるのだ。

その判断の背景には、これまでの成人向け刑事司法手続きのジェンダーバイアスがあると思われる。以下の図は、成人向け刑事司法手続きの図である。

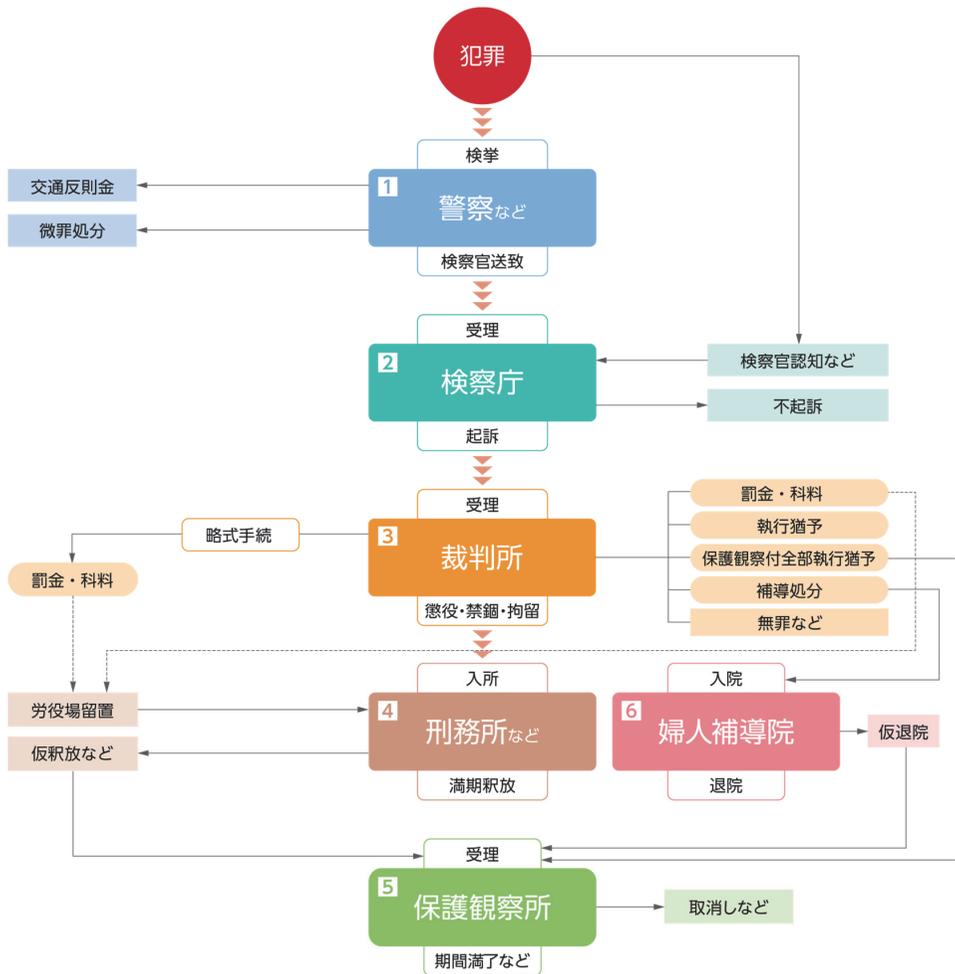


図2 刑事司法手続きの流れ<sup>45</sup>

<sup>45</sup> 法務省「刑事司法手続の流れ ～犯罪者・非行少年の処遇～」 [https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00033.html) (2024年1月13日最終閲覧)

この成人向けの刑事司法手続きの流れのなかに、「婦人補導院」という処遇がある。これは「売春防止法」の規定に基づき、補導処分された女性たちが行くことになっている法務省設置の矯正施設である。2022年5月の「困難女性支援法」の公布とともに、「売春防止法」の改正がなされ、2024年4月1日に「婦人補導法」の廃止とともに「婦人補導院」は廃止されることになっている。現実にはすでに「婦人補導院」に収容されている人はおらず、機能も果たしていないのだが、「売春防止法」にもとづく「矯正施設」として存在していたことは、売春女性が矯正の対象であるという認識を固定化させることにつながっていたと思われる。

そもそも「売春防止法」は、ジェンダー片務的なものになっていた。2024年3月末までの売春防止法の第一条には「第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。」とあるのであり、売春を行うおそれのある女子の「補導」と「保護」が目的とされていたのである<sup>46</sup>。このような売春をする女性に問題があるという発想の片務的な法律に基づき、かつ実際に「補導」され続けてきた実態・刑事司法上の手続きに基づき、私たちの「売春」に巻き込まれる少女についての認識は縛られてきたと言える。だからこそ性関係を結び金銭を受け取った少女たちを「非行少女」とみなしがちだったのである。

少年非行の「虞犯」概念とその適用におけるジェンダーバイアスを明らかにし、「虞犯」ととらえられがちな少女たちの経験を「被害」「困難」として認識し、より一層福祉的な対応が必要とされる。

だが、現状では児童相談所の機能が脆弱なため、18歳未満の子どものなかでも中高生の対応をする余裕がない状況にもある<sup>47</sup>。また、ともすれば児童相談所への送致は、自由を拘束されることと同義の対応をされがちでもある。家族

---

<sup>46</sup> 2024年4月1日からこの第一条は「第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることに鑑み、売春を助長する行為等を処罰することによつて、売春の防止を図ることを目的とする。」となる。

<sup>47</sup> 仁藤、前掲書（2022）

への復帰だけではない安全な場・居場所の選択肢を多様化していくことが、まずは必要に思われる。

「家族」へ帰すことを一義的に考えない、「被害」を防止するための中高生にとっての安全な場・居場所の提供とともに必要なことは、インフォームドケアの考え方を広く認識することであろう。

トラウマインフォームドケアとは、トラウマに関する知識をもち、その影響や対応などを理解したうえでかわろうとするケアアプローチである<sup>48</sup>。

ここでは、カナダ矯正局での修復的司法メディエーターを務めた研究者のジュダ・オウドショーンの著作を紹介していきたい<sup>49</sup>。オウドショーンによれば、「法をおかす若者の大多数は、トラウマを受けたサバイバー（被害者）」であり、若年犯罪者が幼少期にトラウマを経験している割合は90%にも上るといふ。

また、オウドショーンは、若年犯罪者が受けるトラウマには、家庭での暴力、ネグレクト、性的虐待といった児童虐待によるもの、すなわち個別的トラウマ (individual trauma) と、貧困、家父長制 (男性の暴力)、人種差別などの集合的トラウマ (collective trauma) の両方があることを強調する。このようなトラウマを抱えた人は、自らがトラウマとなっている経験を他者にすることによって犯罪者となることがあるという。

トラウマインフォームドケアのとりくみにおいては、若年犯罪者の犯罪行為にたいしてトラウマの影響があることに気づき、そのうえで、本人に対しさらなるトラウマを与えることのないように配慮をしつつ、すでに受けているトラウマからの回復とレジリエンスを高めることをサポートする。

オウドショーンは、集合的トラウマの存在を前提に、個人の行為=事件に対応するだけでなく、社会的な問題にも対処することが必要としており、社会問題として若年犯罪への対処を考えるという指向性が強い。

日本の「非行少女」とみなされがちな少女たちの経験は、犯罪という文脈で語るよりはよりいっそう「被害」という文脈で語るべきではないかとは思うが、

---

<sup>48</sup> 福丸由佳「本特集『トラウマインフォームドケア』について」前掲『子ども学』第11号、2023、p.46

<sup>49</sup> ジュダ・オウドショーン著、野坂祐子監訳『非行少年に対するトラウマインフォームドケア 修復的司法の理論と実践』明石書店、2023

しかしながら、彼女たちの経験によるトラウマからの「回復」にとって、集合的トラウマとしての「家父長制」に注目すべき点という点には強く同意する。若年女性支援のためには、このトラウマインフォームドケアの姿勢は何より大切だと考える。

## おわりに

本稿では、少年法にもとづいた女子非行少年の支援の枠組みの何が問題だったのか、を明らかにしつつ、それを克服する方法について考察してきた。

2024年4月から「売春防止法」の条文も変わり、また「困難女性支援法」が施行される。この法律に基づく支援実践の中で、目的・基本理念に掲げられた「人権の尊重や擁護」「男女平等」が実現される「支援」を行うためには、トラウマインフォームドケアの知識をもち、当事者の「立ち直り」あるいは「立ち直りにくい」経験を聞き取り、当事者が求めるものとは何かを尊重し、「立ち直り」までの迷いや揺り戻しの現実を受け止めることが必要だと思われる。そしてまた、「家族」とは異なる、自由度の高い安全な場・居場所の選択肢を増やしていくことが求められる。

いいかえれば「当事者」の経験・トラウマを尊重・理解し伴走し続けることができるか、かつ問題解決の方向性としての「脱家族化」を選択肢として提供できるか、実践の場では問われることになるだろう。